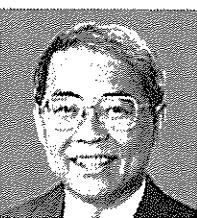


論壇



やまぐち
山口
みづね
光恒

主張・解説

「拡大生産者責任（EPR）」の論議が最終局面を迎えている。回収からリサイクルまで、ごみ処理の責任をほぼ全面的に生産者に負わせる考え方で、年内にも加盟国に解説書を提出段階まできた。日本の廃棄物政策にも大きな影響を与える可能性が高いが、内容が正確に紹介されおらず、議論も深まっていない。

家庭やオフィスから出る一般廃棄物は通常、自治体が処理責任を負っている。この場合、リサイクルしやすい商品とそうでない商品の処理費用の差は商品価格の差となって表れ

にくく、ごみの減量にむつながらくいという問題がある。

九九年に制定されたドイツの包装廃棄物政策で、ごみの減量に効果を

Dは責任を最終生産者に移転するのがベストとしている。しかし、EPRの精神は本来、ごみの抑制に最

第一は責任の主体である。OECDは責任を負うべきだとしている。PP

EPR導入が果たして社会的に合理的かどうかの検討も必要である。

EC

き、循環型社会の構築に役立つ。ごみ処理の有料化など従来の廃棄物政策がいずれも自治体による処理を前提としてきたのに対し、責任を官から民に移転するEPRはまさに画期的な政策手法として評価できる。

EPRの先駆けとなったのは、一九九一年に制定されたドイツの包装廃棄物政策で、ごみの減量に効果を

七二年に打ち出した原則である。しかし、商品を使用し、不用になつてから廃棄する消費者もまた、汚染者になる。生産者だけを汚染者とし、PPの原則で責任を移転するとい

う主張は明らかに混乱している。

EC

策の基本原則として定着させよう

策の実現をめざすものだ。しかし、現在のEPR

は、PPによって生産者が

OECDは、PPによって生産者が

EC

に負わせるEPRの関係である。O

ECDは、PPによって生産者が

ECDは、PPによって生産者が

OECDは、PPによって生産者が

環境政策に影響を与えてきた。九七

年四月施行の大気汚染に関する規制強化や、立法化が進められている化

物質に関する「汚染物質排出移動登録制度（PRTR）」がそれであ

る。EPRも同様に、日本の将来の

EC

OECDの新廃棄物政策に注目を

これに対し、EPRは原則として回収・処理責任を自治体から主に製品の最終生産者に移転し、一定のリサイクル率を義務づけるものだ。

生産者はリサイクルが難しい商品の価格を引き上げざるを得ないため、リサイクルしやすい商品の生産に力を注ぐようになる。ごみの減量

も効果を發揮する当事者に責任を移すこと、効率的に環境改善を図るものである。その当事者は素材供給者、最終生産者、流通業者、場合に

税部分を引き下げる限り、社会全体としてはコスト増となる。住民税の引き下げが事实上困難な状況で、自治体が処理費用に充てていた住民税部分を引き下げる限り、社会全体としてはコスト増となる。住民税の引き下げが事实上困難な状況で、EPR導入が果たして社会的に合理的かどうかの検討も必要である。

EC

に負わせるEPRの関係である。O

ECDは、PPによって生産者が

環境政策に影響を与えてきた。九七

年四月施行の大気汚染に関する規制強化や、立法化が進められている化

物質に関する「汚染物質排出移動登録制度（PRTR）」がそれであ

る。EPRも同様に、日本の将来の

政策に大きく影響しようだ。

EPRが、廃棄物の発生を抑えるのに極めて有益な政策であることは疑う余地がない。しかし、個々の商

業の特性や流通の実態にかかわらずに生産者を一律に汚染者とみなして責任を負わせることは、実事に反するのみならず、効率的な環境保全の面でも最適な結果は得られない。

EC